

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

## 第一 関係政令の整備

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）及び行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）について所要の規定の整備を行うこと。

（第一条から第六条まで関係）

## 第二 附則

この政令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行すること。

(附則關係)